

る自動車の所有者または使用者に納めてもらう税金です。

そのため、自動車を下取りに出したり廃車したりした場合でも、移転登録や抹消登録が済んでいなければ、いつまでも元の所有者または使用者に納めてもらうこととなります。

まだ手続きがお済みでないかたは、早めに必要な手続きを済ませてください。

◎問い合わせ先

○自動車の登録手続きⅡ鹿児島運輸支局登録部門 TEL 050(5540)2089
○自動車税Ⅱ鹿児島地域振興局自動車税課 TEL 099(261)5611

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、所得の低い世帯、障害を持つ人や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、地区の民生委員の援助と指導に併せて、低い利率（修学資金および療養介護等資金は無利子）で資金の貸付を行うことにより、世帯の経済的自立と

生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度です。

相談・申し込みは、地区の民生委員を通じて、長島町社会福祉協議会に行ってください。

○資金の種類Ⅱ福祉資金（転居費用や住宅の改修費等）、修学資金（入学金や授業料等）および療養・介護等資金（医療費や介護保険料の支払い等）など9種類
○貸付主体Ⅱ県社会福祉協議会

◎問い合わせ先Ⅱ長島町社会福祉協議会 TEL (86) 0190

介護体験講座

県介護実習・普及センターでは、介護体験講座を実施します。車いす体験や高齢者疑似体験等とおして、高齢者の気持ちについて考えます。

対象者は、PTAや地域のグループ等、一般成人団体です。

○日時Ⅱ原則水曜日開催（標準体験時間2時間）

団体での体験学習は、日程等について個別に相談に応じます。

○対象Ⅱ一般成人団体

○場所Ⅱ介護実習・普及センター（かごしま県民交流センター内）

○内容Ⅱ車いす体験・高齢者疑似体験

◎問い合わせ先Ⅱ鹿児島県介護実習・普及センター TEL 099(221)6615

店選びは安全・安心を約束するSマーク登録店で

「Sマーク」は、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業することを登録したお店に表示する信頼のマークです。

「標準約款」は、業種ごとに、その営業にあたり、役務の内容および施設設備表示の適正化並びに損害賠償実施等について定めたものです。

登録店は、Safety「安全」、Sanitation「清潔」、Standard「安心」、を約束する信頼できるお店です。

また、万一の場合、事故賠

償基準に基づいた補償も受けられます。

○登録対象の店Ⅱ理容店・美容院・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店

◎問い合わせ先Ⅱ（財）鹿児島県生活衛生営業指導センター TEL 099(222)8331

必ずチェック最低賃金

10月18日（土）から、鹿児島県の最低賃金が「時間額627円」に改正されました。

最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどを含むすべての労働者に適用されます。使用者は、最低賃金額を労働者に周知し、その金額以上の賃金を支払わなければなりません。

※精皆勤・通勤・家族・時間外労働などの手当、賞与などは最低賃金に算入されません。

※別に定める特定最低賃金もあります。

◎問い合わせ先Ⅱ鹿児島労働局賃金室 TEL 099(223)8278